

別添地方3A
地方公共団体が扱う申請・届出等手続のオンライン化条件整備計画(第二号法定受託事務)

手続名	根拠規定	年間平均申請件数	-13年度	14年度	15年度	手続の見直し			オンライン化条件整備前倒し等		備考(オンライン化困難事項等)	処分通知等のオンライン化困難理由
						該当の有無	該当件数	内容	該当の有無	内容		
通院医療費公費負担の医療を受ける病院等の変更の届出	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第4条の2第3項	-	法令改正検討	法令改正	実施方針の提示	0	0		0		患者票自体は訂正が必要であり、オンライン化は困難 実施方針の提示は、法令の解釈を示すとともに、システム等については各地方公共団体に委ねる旨の通知を行う。	
通院医療費公費負担の患者票の返納	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第4条の2第4項	-	法令改正検討	法令改正	実施方針の提示	0	0		0		患者票自体は返納が必要であり、オンライン化は困難 実施方針の提示は、法令の解釈を示すとともに、システム等については各地方公共団体に委ねる旨の通知を行う。	
精神障害者保健福祉手帳の氏名等の変更の届出	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第7条第2項、第3項	-	法令改正検討	法令改正	実施方針の提示	0	0		0		手帳自体は訂正が必要であり、オンライン化は困難 実施方針の提示は、法令の解釈を示すとともに、システム等については各地方公共団体に委ねる旨の通知を行う。	
精神障害者保健福祉手帳の居住地の変更の届出	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第7条第4項、第5項	-	法令改正検討	法令改正	実施方針の提示	0	0		0		手帳自体は訂正が必要であり、オンライン化は困難 実施方針の提示は、法令の解釈を示すとともに、システム等については各地方公共団体に委ねる旨の通知を行う。	
精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更の申請	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第9条第1項、第3項	-	法令改正検討	法令改正	実施方針の提示	0	0		0		手帳自体は訂正が必要であり、オンライン化は困難 実施方針の提示は、法令の解釈を示すとともに、システム等については各地方公共団体に委ねる旨の通知を行う。	
精神障害者保健福祉手帳の汚損・紛失時の再交付の申請	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第10条第1項	-	法令改正検討	法令改正	実施方針の提示	0	0		0		手帳自体は訂正が必要であり、オンライン化は困難 実施方針の提示は、法令の解釈を示すとともに、システム等については各地方公共団体に委ねる旨の通知を行う。	
精神障害者保健福祉手帳の発見時の返還	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第10条第2項、第3項	-	法令改正検討	法令改正	実施方針の提示	0	0		0		手帳自体は返還が必要であり、オンライン化は困難 実施方針の提示は、法令の解釈を示すとともに、システム等については各地方公共団体に委ねる旨の通知を行う。	
精神障害者保健福祉手帳の所持人の死亡による返還	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第10条の2第1項、第2項	-	法令改正検討	法令改正	実施方針の提示	0	0		0		手帳自体は返還が必要であり、オンライン化は困難 実施方針の提示は、法令の解釈を示すとともに、システム等については各地方公共団体に委ねる旨の通知を行う。	
所管手続数合計		8	年度別条件整備数	0	0	8	0	0	0			
				オンライン化条件整備数(計画期間中)		0						

注1)「手続名」欄の、の印については、それぞれ以下の手続であることを表している。

- ：国及び地方公共団体が扱う手続
- ：国及び指定法人等が扱う手続
- ：指定法人等及び地方公共団体が扱う手続

2)「手続の見直し」の「該当の有無」欄は、該当有りは「1」、該当なしは「0」と記載している。また、「内容」欄は、以下の見直しを行うものについて記述している。

- ・「受付時間の延長」は、オンライン化による受付時間の延長について。
- ・「添付書類の減」は、添付書類のうち戸籍謄抄本、住民票の写しに関して住民基本台帳ネットワークシステム(「住基ネット」と表記)の利用、商業・法人登記簿謄抄本に於いて商業登記に基礎をおく電子認証制度又はインターネット登記情報提供サービスの利用、及び不動産登記簿謄抄本に於いてインターネット登記情報提供サービスの利用による代替(添付書類の削減)について。(ただし、インターネット登記情報提供サービスの利用については、その利用に係る諸問題が整理されていることを前提とする。)
- ・「様式の標準化」は、現在受付機関によって異なる様式を用いているもの等の標準化について。
- ・「提出部数の削減」は、現在複数部数の提出を要している手続に関しオンライン化による際の提出部数の削減について。

3)前倒しの「該当の有無」欄は、該当有りは「1」、該当なしは「0」と記載している。

4)「備考(オンライン化困難事項等)」欄には、基本的に平成15年度までにオンライン化実施方針提示が困難な理由、又は電子化が困難な添付書類、あるいは実施方針を提示する場合の内容について記述している。

電子化困難な添付書類については、当面、別途郵送などの対応を要する。なお、当欄に特段記載がないものについても、電子化された添付書類が入手、又は作成できない場合などは別途郵送等が必要となる。

5)「処分通知等のオンライン化困難理由」欄には、免許の交付等の申請等に対する結果の通知についてオンライン化実施が困難な場合、その理由を記述している。